

平成27年度

地熱発電開発事業

公 募 要 領

平成27年4月

一般社団法人 新エネルギー導入促進協議会
(NEPC)

補助金の交付申請又は受給される皆様へ

一般社団法人新エネルギー導入促進協議会（以下「協議会」という。）の補助金については、国庫補助金等の公的資金を財源としておりますので、社会的にその適正な執行が強く求められており、当然ながら、当協議会としましても、補助金に係る不正行為に対しては厳正に対処しております。

従って、当協議会の補助金に対し交付の申請をされる方、申請後、採択が決定し補助金を受給される方におかれましては、以下の点につきまして、充分ご認識された上で、補助金の申請又は受給を行っていただきますようお願いいたします。

1. 補助金の申請者が当協議会に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないで下さい。
2. 当協議会から補助金の交付決定を通知する前において、発注等を完了させた設備等については、補助金の交付対象とはなりません。
3. 補助金で取得、又は効用の増加した財産（取得財産等）を、当該資産の処分制限期間内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう）しようとするときは、事前に処分内容等について当協議会の承認を受けなければなりません。なお、当協議会は、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
4. また、偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、当協議会として、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。
5. 上述の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取り消しを行うとともに、受領済の補助金のうち取り消し対象となった額に加算金（年10.95%の利率）を加えた額を返還していただくこととなります。併せて、当協議会から新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執ると共に、当該事業者の名称及び不正の内容を公表させていただきます。
6. なお、補助金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）の第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。

目 次

	ページ
1. 地熱発電開発事業の概要	1
2. 平成27年度予算	2
3. 事業のスキーム	3
4. 実施方法	4
5. 事業要件	9
6. 年間スケジュール	10
7. 提出書類様式	11
8. 各種変更報告書記載例	24
9. 参考資料	26

1. 地熱発電開発事業の概要

1-1 事業の背景

エネルギー需給構造が脆弱な我が国におけるエネルギー安定供給の確保に加え、昨今の国際的な二酸化炭素排出抑制対策の高まりの中で、我が国としても地球環境問題への積極的な対応が極めて重要であり、内外の経済的社会的環境に応じた安定的かつ適切なエネルギー需給構造の構築を図ることが課題となっています。

1-2 目的

内外の経済的社会的環境に応じた安定的かつ適切なエネルギー需給構造の構築を図るため、純国産でかつ石油代替エネルギーの一つであり、二酸化炭素排出抑制に資する地熱発電の開発促進は極めて重要です。

しかしながら、地熱発電開発は開発から運転までのリードタイムが長く、多額の投資が必要であること、開発リスクが大きいこと等の課題を抱えています。

このような課題に対応するため、地熱発電施設の設置等に必要な経費の補助を行い、地熱発電開発の促進を図ります。

1-3 事業内容

本事業は、以下の補助対象事業に対して、経済産業省からの中小水力・地熱発電開発費等補助金（中小水力発電開発事業及び地熱発電開発事業）交付要綱第3条に基づく国庫補助金を交付するものです。今年度の補助事業は、平成22年度以前に本補助事業における審査等を受けた事業で下記要件を満たすものであります。

(1) 補助対象事業

対 象 事 業	内 容
調査井掘削事業	調査井掘削 坑井内調査 附帯工事
地熱発電施設設置事業	坑井掘削（生産井及び還元井に限る。） 蒸気配管等敷設 発電機等設置 熱水供給施設等設置 送変電設備設置費（送配電系統への連携に必要なものに限る） 附帯工事

ただし、地熱発電施設設置事業においてはバイナリーサイクル発電を除くものとする。

(2) 補助対象事業者

地熱を利用する発電施設等の設置又は改造に係る事業であって、調査井掘削又は地熱発電施設の設置事業を行おうとする者

(3) 補助率

対 象 事 業	補 助 率
調査井掘削事業	1 / 2 以内
地熱発電施設設置事業	1 / 5 以内

(4) 事業実施期間

補助事業として採択する事業期間は単年度となります。

事業が設備・機器製作、設置工事等の関係で複数年度に亘る場合は、以下に示す期間以内で複数年度事業として申請することができます。ただし、複数年度事業においても年度毎に当協議会へ補助金の申請を行い、当協議会の採択決定を受ける必要があります。

また、初(前)年度の事業採択をもって次年度以降の採択が決定されるものではありません。

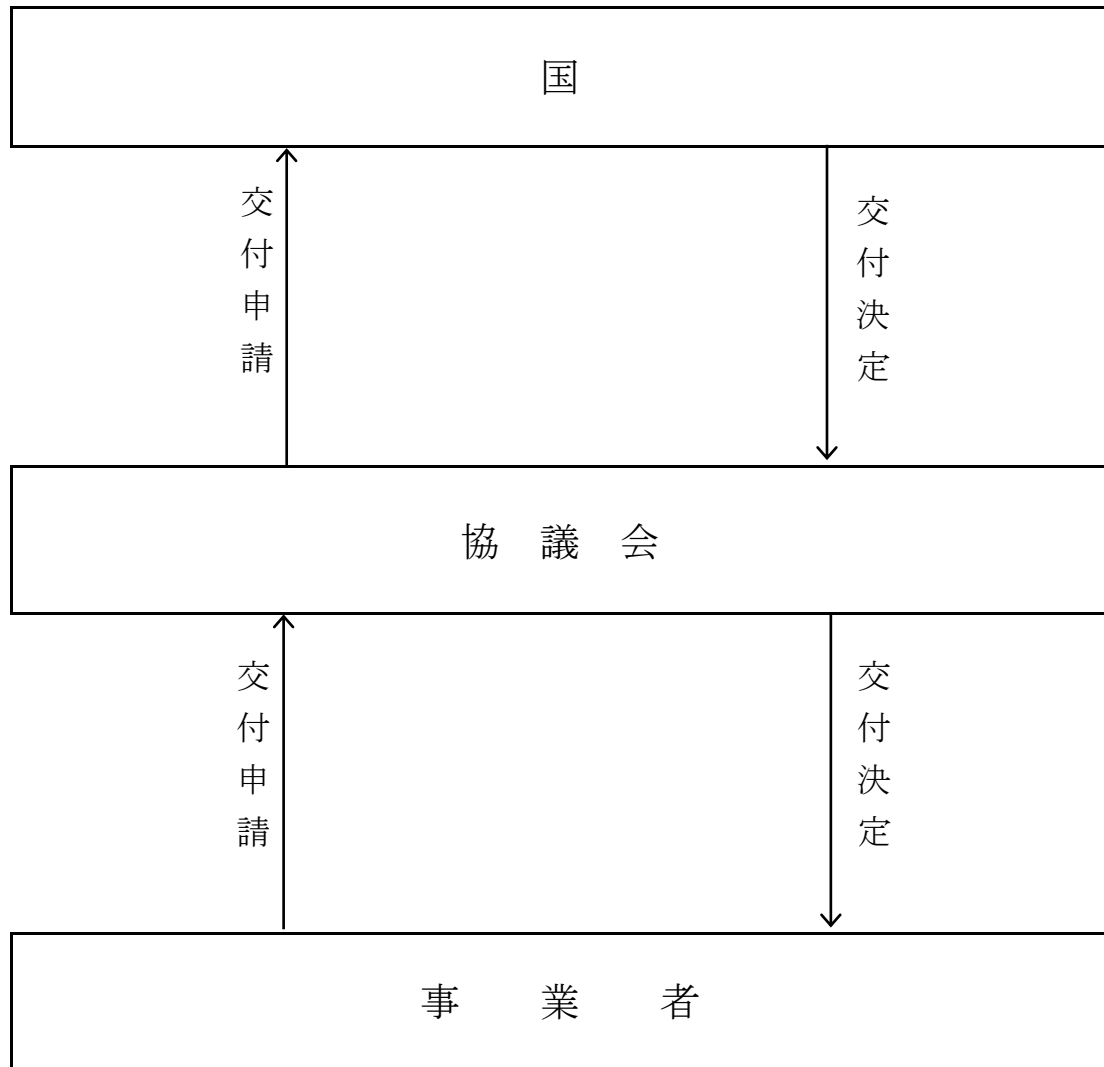
- 地熱発電所の新設 4 年以内
- 地熱発電所の新設以外 2 年以内

2. 平成 27 年度予算

- | |
|---|
| <p>(1) 補助金名：中小水力・地熱発電開発費等補助金 [エネルギー対策特別会計]</p> <p>(2) 平成 27 年度予算額：約 1, 193 百万円の一部を引当てる。</p> <p>(3) 対象となる事業内容：地熱発電施設の設置等を行う事業の実施に対し、次の事業に必要な経費の一部を補助する。</p> <ul style="list-style-type: none">・調査井掘削事業・地熱発電施設設置事業（ただし、バイナリーサイクル発電施設設置を除く） |
|---|

3. 事業のスキーム

<地熱発電開発事業>



協議会の中小水力・地熱発電開発費等補助金（地熱発電開発事業）は、経済産業省からの中小水力・地熱発電開発費等補助金（中小水力発電開発事業及び地熱発電開発事業）交付要綱第3条に基づく国庫補助金を地熱発電施設の設置等をしようとする方に交付するものです。

4. 実施方法

協議会は、中小水力・地熱発電開発費等補助金にかかる地熱発電開発事業を実施するに当たり、公募期間、その他交付申請に必要な事項について、本公募要領、協議会ホームページ等に掲載した内容により公募を開始します。

(1) 事業の公募について

a. 公募期間

i. 募集の期間

平成27年4月20日（月）から5月18日（月）までとします。

ii. 提出方法

持参または郵送にてお願いします。

- (i) 持参の場合は、募集期間中の土日祝日を除く執務時間（9:00～12:00、13:00～17:00）内をお願いします。また、郵送等の場合は、電話による確認をお願いします。

なお、郵送、持参いずれの場合も、締め切り日17時00分までに必着とします。

- (ii) 期限までに着かなかった補助金交付申請書はいかなる理由であろうと無効とします。

また、書類に不備がある場合は審査対象となりませんので、「中小水力・地熱発電開発費等補助金（地熱発電開発事業）交付規程」をご熟読の上、注意して記入し申請してください。

iii. 提出先

〒170-0013 東京都豊島区東池袋3丁目13番2号
イムブル・コジマ2階

一般社団法人新エネルギー導入促進協議会

事務局 業務第三グループ グループ長 古江 宛

iv. 問合せ先

事務局 業務第三グループ

担 当：古江、菊池

TEL：03-5979-7701

FAX：03-3984-8006

b. 公募説明会について

公募説明会は実施しませんので、不明点がある場合には上記まで連絡ください。

(2) 交付の申請について（交付規程第5条）

申請される方は、様式第1に従って、交付申請書を2部（正本1部、副本1部）作成して下さい。

なお、副本はコピーによる対応を可能とします。

①交付申請書

当該年度における事業内容、補助対象経費及び補助金交付申請額等について記載して下さい。

(注1) 補助金の対象となる経費は、当該年度に行われる事業で、かつ当該年度中に支払いが完了するものとなります。

(注2) 申請日は公募期間内の日付(平成27年4月20日(月)～5月18日(月))として下さい。

(注3) 原則として補助事業の開始予定日（「様式1」の5）は、具体的な日付ではなく、「交付決定日」として下さい。

②実施計画書

事業全体に係る計画を記載。

③その他、協議会が指示する書類

(3) 交付の決定について（交付規程第3条、第6条）

協議会は、申請内容が中小水力・地熱発電開発費等補助金にかかる地熱発電開発事業として補助金を交付すべきものと認められる事業について、予算の範囲内において交付の決定を行い、交付決定通知書により申請者に通知します。

(4) 補助事業の開始について

補助事業者は、協議会から交付決定通知書を受けた後に初めて補助事業の開始（設計、工事等の契約(発注)）が可能になります。但し、複数年にわたる事業であって、2年度目以降の場合、この限りではございません（2年度目以降の事業の開始に当たっては、具体的内容を協議会に提示、確認の上、実施して下さい）。

なお、申請者が補助事業を開始するに当たって注意していただきたい主な点を以下に記します。また、協議会では、交付決定後に（5）以降の手続きについての「採択者説明会」の開催を予定しています。

- ① 補助事業の遂行上著しく困難又は不相当である場合を除き、競争入札または見積もり合わせ（原則最終的に3社以上の見積書が必要）によって相手先を決定すること。上記により難しい場合は、必ず事前に協議会に相談して下さい（事前相談のないものは補助対象と認めない場合もあります）。
- ② 補助対象外の工事等を併せて実施する事業の場合においては、補助対象経費とそれ以外を明確にする必要があるため、極力、別契約とすること。

- ③ 複数年度にわたる事業を一括で契約する場合は、発注・契約についても年度毎の実施内容及び金額が確認できるようにすること。
- ④ 補助対象外を含めた全体工事を一括で契約する方が合理的である場合、額等が明確に確認できる形態にすること。
- ⑤ 補助金は、当該年度における出来高及びそれに相当する支払額に対して交付するので、当該年度中に対価の支払（精算を含む。）が完了すること。

(5) 補助事業の計画変更について（交付規程第10条）

補助事業者は、交付申請時の事業の内容を変更、補助対象経費の費目区分毎の配分額の変更、補助事業の中止・廃止等をしようとするときは、事前に協議会の承認を受ける必要があります。

(6) 補助事業の完了について

当該年度の補助事業に係る補助事業者の支出義務額（補助対象経費全額）の支出完了（精算を含む。）をもって事業の完了とします。

なお、事業は原則1月末までに完了してください。

また、補助事業者から工事請負業者等への代金支払方法は、原則金融機関の振込で行ってください。クレジット契約、割賦契約、手形等による支払は対象外となります。

(7) 実績報告及び額の確定について（交付規程第13条、第14条）

補助事業者は、当該年度の補助事業が完了したときは、事業終了後から起算して30日以内あるいは平成28年3月10日のいずれか早い日までに実績報告書を提出して下さい。

協議会は、補助事業者から実績報告書の提出を受けた後、確定検査（書類審査及び現地検査等）を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知します。

(8) 補助金の支払いについて（交付規程第15条）

補助事業者は、協議会からの確定通知を受けた後に精算払請求書を提出して補助金の支払いを受けることになります。

ただし、必要があると認められる場合には、上記の方法によらないで、交付決定された補助金の一部について補助事業の期間中に概算払を受けることができます。

(9) 取得財産等の管理について（交付規程第20条、第21条）

補助事業者は、補助事業の実施により取得、又は効用の増加した財産（取得財産等）について、取得財産等管理台帳を整備し、その管理状況を明らかにしておくとともに、取得財産等を処分（補助金の交付の目的（補助金交付申請書に記載された補助事業の目的及び内容）に反して使用し、譲渡し、交換し、貸

付、又は担保に供することをいう)しようとするときは、あらかじめ協議会の承認を受ける必要があります。

したがって、補助事業者において上記の処分あるいは処分に該当する可能性のある手続きを行う必要が生じた場合は、一切の手続き(例:財産を担保に供する場合の金銭消費貸借契約手続き)を開始する前に「財産処分承認申請書」を提出して下さい。

なお、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。

(10) 交付決定結果の公開について

協議会は補助金の交付決定後に、補助事業者名、発電所名(地域)、事業内容等を、協議会ホームページで公開します。

なお、補助事業者等の財産上の利益、競争上の地位等を不当に害するおそれがあるものについては、原則公開しません。

(11) 利用状況等の報告について

補助事業で取得した財産等(取得財産等)の適正な管理のため、取得財産等の利用状況について、原則として、設備完成後の補助金支払いがあった翌月から3ヶ年度の間、以下の事項を報告して頂きます。提出方法及び報告様式は毎年5月頃補助事業者へ連絡します。なお、報告期日は毎年6月末です。

- ① 発電電力量、蒸気量、還元能力
- ② 運転時間、停止時間及び強制停止時間
- ③ 設備利用率

(12) アンケート調査について

補助事業の効果을把握する等の目的で、アンケート調査を行うことがありますので、ご協力下さい。

(13) 暴力団排除について

- ① 暴力団排除に関する下記（※）に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象とはなりません。
- ② 補助事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記（※）のいずれにも該当しないことを補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもって誓約したものといたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、補助事業者が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し受けません。

※

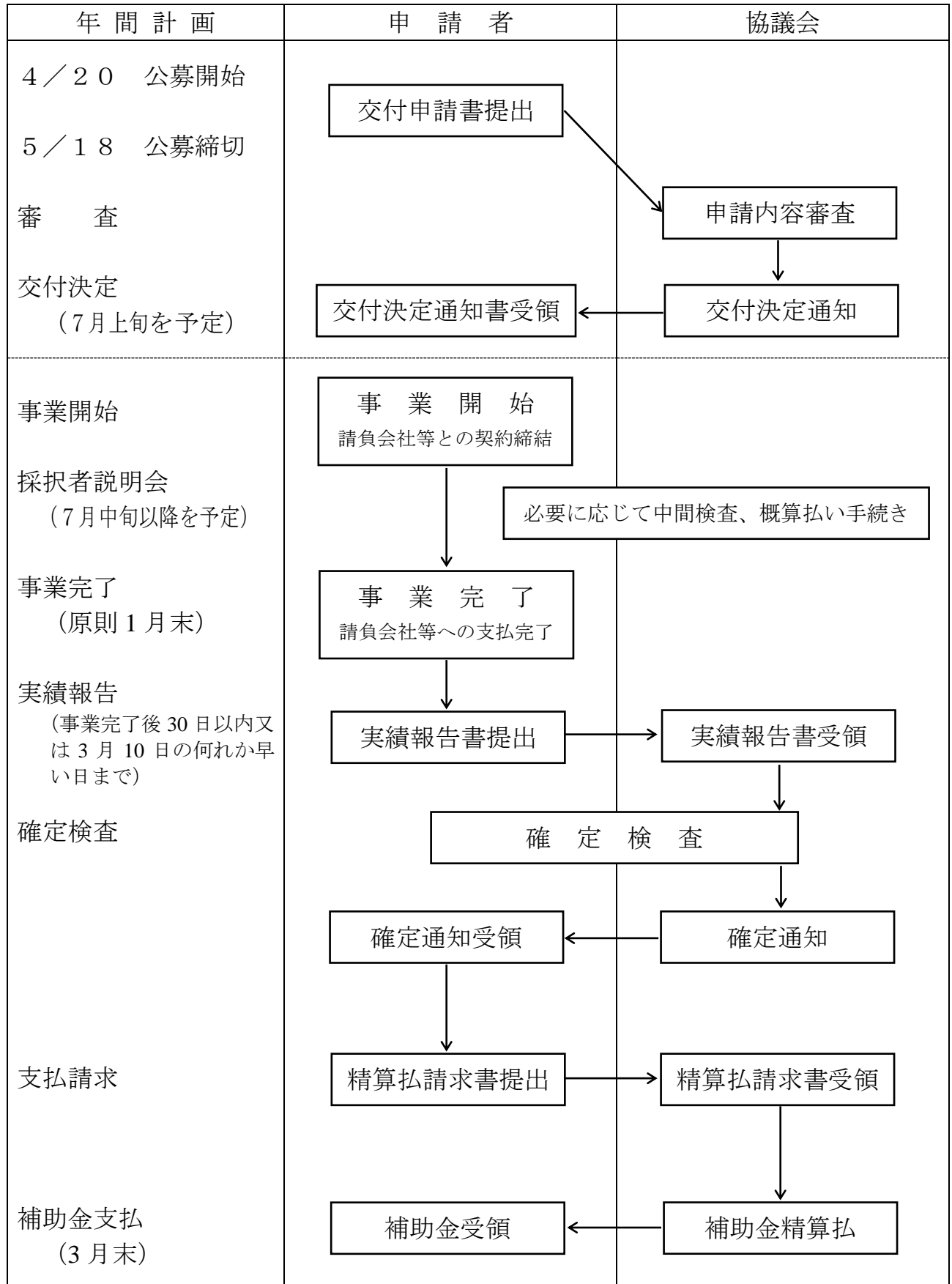
- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

- ③ 遵守事項に違反した場合は交付決定の取消などの措置がとられることとなります。
- ④ 補助事業者等の役員等の名簿について交付申請書の添付書類として提出してください。

5. 事業要件

- (1) 補助事業の目的及び内容が、「中小水力・地熱発電開発費等補助金（地熱発電開発事業）交付規程」に示す要件を満たしていること。
- (2) 補助事業の全体計画（資金調達計画、工事計画、行政処分の状況等）が整っており、準備が確実に行われていること。
- (3) 申請者が補助事業を的確に遂行するに足る経理的基礎及び技術的能力を有していること。
- (4) 補助対象経費には、国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。）の対象経費は含まないこと。

6. 年間スケジュール



7. 提出書類様式

様式第 1

番 年 月 日

一般社団法人新エネルギー導入促進協議会
代表理事 ○○ ○○ 殿

申請者 住 所
名 称
代表者等名 印

平成 年度中小水力・地熱発電開発費等補助金
(地熱発電開発事業) 交付申請書

中小水力・地熱発電開発費等補助金(地熱発電開発事業)交付規程第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり経済産業省からの中小水力・地熱発電開発費等補助金(中小水力発電開発事業及び地熱発電開発事業)交付要綱第3条に基づく国庫補助金の交付を申請します。

記

I. 調査井掘削事業

1. 開発地域名
2. 補助事業の目的及び内容
3. 補助事業の実施計画(掘削地点名、所在地、調査井呼称)
4. 補助金交付申請額
 - (1) 補助事業に要する経費
 - (2) 補助対象経費
 - (3) 補助金交付申請額
5. 補助事業の開始及び完了予定年月日
 - (1) 開始予定年月日
 - (2) 完了予定年月日

6. 収支予算

(1) 収入の部

区 分	予 算	積 算 内 訳	備 考
補 助 金	円		
事業者負担金	円		
計	円		

(2) 支出の部

区 分	予 算	積 算 内 訳	備 考
調査井掘削費	円		
坑井内調査費	円		
附帯工事費	円		
計	円		

7. 添付書類

- (1) 別紙1による事業者概況書
- (2) 別紙2による地熱発電所開発調査計画書
- (3) 調査井掘削計画図（ケーシングプログラム、現場設備配置図及び主要機器設備一覧表）
- (4) 温泉法（昭和23年法律第125号）による土地掘さくの許可書の写し（許可申請をしている場合は、その申請書の写し）
- (5) 自然公園法（昭和32年法律第161号）による許可又は届出を要するときは、その許可書の写し（許可申請をしている場合は、その申請書の写し）又はその届出書の写し
- (6) 補助金算定の根拠となる積算資料
- (7) 申請日が属する会計年度の直前年度の貸借対照表及び損益計算書
- (8) 法人の場合は登記簿謄本又は履歴事項全部証明書（副本にはその写し）及び定款、個人の場合は住民票抄本（副本にはその写し）

II. 地熱発電施設設置事業

1. 開発地域名
2. 補助事業の目的及び内容
3. 補助事業の実施計画（所在地、坑井呼称等）
4. 補助金交付申請額

- (1) 補助事業に要する経費
- (2) 補助対象経費
- (3) 補助金交付申請額

5. 補助事業の開始及び完了予定年月日

- (1) 開始予定年月日
- (2) 完了予定年月日

6. 収支予算

(1) 収入の部

区 分	予 算 額	積 算 内 訳	備 考
補 助 金	円		
事業者負担金	円		
計	円		

(2) 支出の部

区 分	予 算 額	積 算 内 訳	備 考
坑 井 掘 削 費	円		
蒸 気 配 管 等 敷 設 費	円		
発 電 機 等 設 置 費	円		
熱 水 供 給 施 設 等 設 置 費	円		
送 変 電 設 備 設 置 費	円		
附 帯 工 事 費	円		
小 計 (補助対象経費)	円		
そ の 他	円		
計 (補助事業に要する経費)	円		
計	円		

7. 添付書類

- (1) 別紙1による事業者概況書
- (2) 別紙3による地熱発電所開発計画書
- (3) 別紙4による補助事業に係る行政処分の状況
- (4) 坑井掘削計画図
 - ①ケーシングプログラム
 - ②現場設備配置図
 - ③主要機器設備一覧表
- (5) 蒸気配管等敷設計画図

- ①現場設備配置図
- ②主要機器設備一覧表
- (6) 発電機等設置計画図
 - ①現場設備配置図
 - ②主要機器設備一覧表
- (7) 熱水供給施設等設置計画図
 - ①現場設備配置図
 - ②主要機器設備一覧表
- (8) 送変電設備設置計画図
 - ①現場設備配置図（送配電系統への連携経路計画等を含む）
 - ②主要機器設備一覧表
- (9) 補助金算定の根拠となる積算資料
- (10) 申請日が属する会計年度の直近年度の貸借対照表及び損益計算書
- (11) 法人の場合は登記簿謄本又は履歴事項全部証明書（副本にはその写し）及び定款、個人の場合は住民票抄本（副本にはその写し）

(注)

1. 調査井掘削事業又は地熱発電施設設置事業のいずれかの事業のみの交付申請の場合にあっては、不要となる事業に係る記載を省略して作成のこと。
2. 補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。
補助金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝補助金の額
3. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

一般社団法人新エネルギー導入促進協議会の中小水力・地熱発電開発費等補助金（地熱発電開発事業）は、経済産業省が定めた中小水力・地熱発電開発費等補助金（中小水力発電開発事業及び地熱発電開発事業）交付要綱第3条に基づく国庫補助金を地熱発電施設の設置等をしようとする方に交付するものです。

(別紙1)

事業者概況書

申請者名称 (フリガナ)	〇〇〇〇株式会社 (注) 登記簿と同表記				
代表者名 (フリガナ)	代表取締役社長〇〇〇〇 (注) 役職名から記載				
申請者 所在地	〒□□□-□□□□				
申請者の事業 の沿革	資本金額		従業員数		
事業の概要	事業所名	主な生産品目	年間生産量	年間生産金額(円)	
現有施設	事業所名	土地	建物	主要設備	
最近3年間に 補助金を受け た場合はその 経歴	補助を受けた 年 度	補助金 の名称	交付者	交付額	補助金の交付の対象となっ た事業内容
連絡先	実務責任者名(フリガナ) 注: 補助事業遂行上の実務責任者(プロジェクト 所在地〒□□□-□□□□ リーダー)にあたる方。				
	所属部署 TEL: 内線 FAX: e-mail:				
	管理担当者名(フリガナ) 注: 補助事業についての諸連絡、手続きの窓口と 所在地〒□□□-□□□□ なる方。				
	所属部署 TEL: 内線 FAX: e-mail:				
経理担当者名(フリガナ) 所在地〒□□□-□□□□					
所属部署 TEL: 内線 FAX: e-mail:					

実施体制	
------	--

(注)

1. 申請者の事業沿革の欄には、法人の場合にあっては、設立時からの事業沿革及び申請書提出時における資本の額又は出資の総額並びに常時使用する従業員の数を、個人の場合にあっては、経歴及び主として行ってきた事業の沿革及び申請書提出時の投下資本の額並びに常時使用する従業員の数を記載すること。
2. 補助金を受けた経歴の欄には、地方公共団体から受けた補助金についても記載すること。
3. 連絡先の欄には、管理担当者名は連絡の際、窓口となる人物の名前を記載すること。
4. 実施体制の欄には、本事業を実施する組織及び部署の体制をわかりやすく記入すること。
5. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

(別紙2)

地熱発電所開発調査計画書

1. 開発地域 (道県、市町村、字、番地)

2. 出力期待値 (kW)

3. 調査井掘削計画

・規模や能力等の事業全体概要	◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇
・補助事業に要する経費	〇〇〇円
・補助対象経費	〇〇〇円
・補助金交付申請予定額	〇〇〇円
・補助事業の実施計画表	(別添1)
・補助事業の経費の配分表	(別添2)

複数年度に亘る場合は、上記枠内に規模や能力等の事業全体概要および事業費等を記載下さい。但し、孔径や深度など、計画の詳細事項については下表に記載下さい。

なお、実施計画表(スケジュール)および事業費については、全体事業計画および年度別に区分し内容を記載下さい(別添資料)。

年度	孔数	孔径 インチ/mm		深度 m	総掘削長 m
		孔口	孔底		

4. 生産井掘削計画

・規模や能力等の事業全体概要	◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇
・補助事業に要する経費	〇〇〇円
・補助対象経費	〇〇〇円
・補助金交付申請予定額	〇〇〇円
・補助事業の実施計画表	(別添1)
・補助事業の経費の配分表	(別添2)

複数年度に亘る場合は、上記枠内に規模や能力等の事業全体概要および事業費等を記載下さい。但し、孔径や深度など、計画の詳細事項については下表に記載下さい。

なお、実施計画表(スケジュール)および事業費については、全体事業計画および年度別に区分し内容を記載下さい(別添資料)。

年度	孔数	孔径 インチ/mm		深度 m	総掘削長 m
		孔口	孔底		

5. 発電所建設開始年度及び期間

6. 添付書類

添付図(1/2.5万又は1/5万地形図)に、開発範囲及び調査井等の位置を記入すること。

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

(別紙3)

地熱発電所開発計画書

1. 地熱発電所設置計画書

- (1) 地熱発電所名
- (2) 所在地
- (3) 出力 (kW)
- (4) 年間発電可能電力量
- (5) 機械装置
 - ① 発電機
 - ② 変圧機
 - ③ 送電方法 (電力 線へ接続)
- (6) 事業費
- (7) 着工年月日
- (8) 発電開始予定年月日
- (9) 完成予定年月日

2. 補助事業の計画概要説明書

・規模や能力等の事業全体概要	◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇
・補助事業に要する経費	〇〇〇円
・補助対象経費	〇〇〇円
・補助金交付申請予定額	〇〇〇円
・補助事業の実施計画表	(別添1)
・補助事業の経費の配分表	(別添2)

複数年度に亘る場合は、上記枠内に規模や能力等の事業全体概要および事業費を記載ください。
但し、坑井掘削における孔径や深度、蒸気配管敷設における配管長や配管径など、各計画の詳細事項については下表に記載ください。

なお、実施計画表(スケジュール)および事業費については、全体事業計画および年度別に区分し内容を記載ください(別添資料)。

(1) 坑井掘削計画

年度	孔数	孔径 インチ/mm		深度 m	総掘削長 m
		孔口	孔底		

(2) 蒸気配管等敷設計画

① 主要機器敷設計画

年度	機械名称	設置台数	能力	備考

②配管等敷設計画

年度	配管径 (mm)	延長 (m)	材質	備考

(3) 発電機等設置計画

年度	機械名称	設置台数	能力	備考

(4) 熱水供給施設等設置計画

年度	機械名称	設置台数	能力	備考

(5) 送変電設備設置計画

年度	機械名称	設置数	能力	備考

3. 添付書類

添付図（1／2.5万又は1／5万地形図）に、開発範囲及び補助事業の位置を記入すること。

（注）用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

(別紙4)

補助事業に係る行政処分の状況

関係法律	許認可事項	申請年月日又は申請予定年月	許認可年月日又は許認可希望年月	備考
電気事業法	電気事業の認可			
電気事業法	電気工作物の変更許可又は届出			
電気事業法	電気工作物の工事計画の認可又は届出			
農地法	農地の転用許可			
森林法	保安林の解除の申請・立木伐採許可			
自然環境保全法	自然環境保全地域内の工作物の設置等の許可			
自然公園法	国立、国定公園内の工作物の設置等の許可			
温泉法	温泉掘削の許可			

- (注) 1. 関係許認可について、その進捗状況を記入すること。
2. 問題点があれば備考欄に具体的に記入すること。
3. 上記例示以外にも該当事項（設備設置後、設備利用に制約を与える手続き等）があれば適宜記入すること。
4. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

補助事業実施計画表(事業名) 記載例

区分	(当)年度												(次)年度												備考
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
①坑井掘削費																									
a.〇〇〇掘削工事				発注・契約			敷地造成・基礎工事							リグ組立・掘削・リグ解体											
②蒸気配管等敷設費																									
a.〇〇〇工事				発注・契約			敷地造成・基礎工事							工場製作・配管・機器類敷設											
③発電機等敷設費																									
a.〇〇〇工事																									
④熱水供給敷設等設置費																									
a.〇〇〇工事																									
⑤送变电設備設置費																									
a.〇〇〇工事																									

- ※ 複数年度にわたる事業に限る。
- ※ 記載に際しては年度別の事業内容を明確に記載すること。なお、継続事業の場合、前回値と変更がある場合は前回計画と点線をもって併記すること。
- ※ 工程中に検尺予定日を記入すること。
- ※ 本書は、別紙3「地熱発電開発計画書」2項「補助事業の計画概要説明書」の添付書類

補助事業の経費の配分(事業名) 記載例

単位：円

区分および積算内訳内容	総額			(当)年度			(翌)年度			備考 (補助率等)
	補助事業に要する経費	補助対象経費の額	補助金交付申請予定額	補助事業に要する経費	補助対象経費の額	補助金交付申請額	補助事業に要する経費	補助対象経費の額	補助金交付申請予定額	
①坑井掘削費										
○○○掘削工事										
②蒸気配管等建設費										
○○○工事										
③発電機等設置費										
○○○工事										
④熱水供給施設設置費										
○○○工事										
⑤送変電設備設置費										
○○○工事										
小計(補助対象)										
その他										
合計										
資金調達内訳	補助金									
	事業者負担									
	その他									
	合計									

※ 複数年度にわたる事業に限る。

※ 当該交付申請書(様式1)6項「収支予算」にある「支出の部」と同様の記載(区分毎および積算内訳内容)とすること。

※ 本書は、別紙3「地熱発電開発計画書」2項「補助事業の計画概要説明書」の添付書類

8. 各種變更報告書記載例

文例

【交付申請者の代表者等が変更になった場合の報告書 記載例】

番 号
平成 年 月 日

一般社団法人新エネルギー導入促進協議会
代表理事 ○○ ○○ 殿

住 所
名 称
代表者等名 印

平成 年度 中小水力・地熱発電開発費等補助金
(地熱発電開発事業) 交付申請に係る交付申請者の代表者等名の変更について

平成 年 月 日付け第 号をもって交付申請を行った上記補助金補助事業については、下記の理由により交付申請者の代表者等名を変更しましたので報告します。

記

1. 開発地域名 (例:○○地域 坑井掘削(生産井△△-△))
(交付決定番号:)

2. 変更内容

- (1) 旧代表者等
○○ 株式会社
代表取締役
社長 ○○ ○○
- (2) 新代表者等
○○ 株式会社
代表取締役
社長 △△ △△

3. 変更理由

○○ 株式会社は、平成 年 月 日付けをもって、株主総会に伴う、代表者等名変更となったため。

9. 參考資料

補助事業における利益排除等について

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事等を含む。）がある場合、補助対象経費の実績額の中に補助事業者の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法如何に関わらず、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。

そこで補助事業においても今後の検査業務等に資することを目的として、下記のとおり利益等排除方法を定めます。

記

i. 利益等排除の対象となる調達先（添付資料参照）

補助事業者（間接補助事業者を含む。以下同じ。）が以下の（１）、（２）、（３）の関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とします。

利益等排除の対象範囲には、財務諸表等規則第 8 条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社を用います。

- （１）補助事業者自身
- （２）100%同一の資本に属するグループ企業
- （３）補助事業者の関係会社（上記（２）を除く）

ii 利益等排除の方法

（１）補助事業者の自社調達の場合

原価をもって補助対象額とします。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価または当該工事の工事原価をいいます。

補助対象額＝製造原価（または工事原価）

（２）100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内（または当該工事の工事原価以内）であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象額とします。

これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売り上げ総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。この場合の売上総利益率は小数点第 2 位を切り上げて計算します。

補助対象額＝調達先の製造原価（または工事原価）

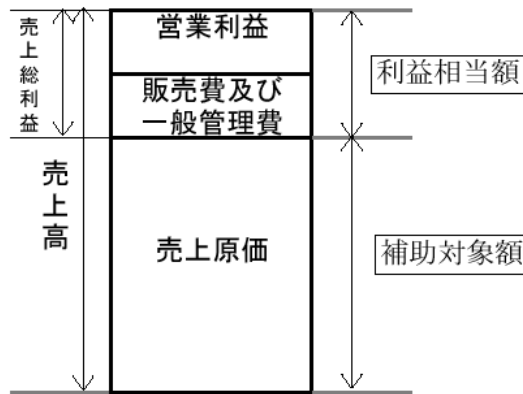
※販売費は発生しないものとする

これによりがたい場合

補助対象額＝取引価格－調達先の利益相当額

調達先の利益相当額＝取引価格×売上総利益率

売上総利益率＝売上総利益／売上高（直近年度の損益計算書による）



(3) 補助事業者の関係会社（上記（2）を除く）からの調達の場合

取引価格が製造原価（または当該工事の工事原価）と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象額とします。

これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

$$\text{補助対象額} = \text{製造原価} + \text{販売費及び一般管理費}$$

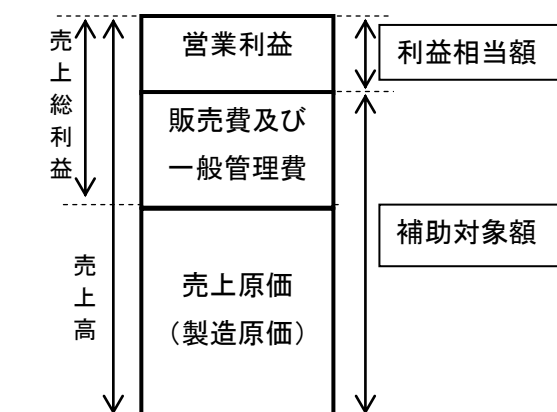
これによりがたい場合

$$\text{補助対象額} = \text{取引価格} - \text{利益相当額}$$

$$\text{利益相当額} = \text{取引価格} \times \text{営業利益率}$$

$$\text{営業利益率} = \text{営業利益} / \text{売上高}$$

（直近年度の損益計算書による）



注) 「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明していただくとともに、またその根拠となる資料（利益排除計算書、原価証明書等）も提出していただきます。

なお、(2) 及び (3) が一般の競争の結果最低価格であった場合にはこのかぎりではありません。

<連結財務諸表原則>

○親会社は、原則としてすべての子会社を連結の範囲に含まなければならない。
(支配が一時的である会社は連結の範囲に含めない。)



連結会社相互間の投資と資本及び債務と債権を相殺消去等の処理を行う。

○非連結子会社及び関連会社に対する投資については、持分法を適用しなければならない。



持分法とは、投資会社が被投資会社の純資産及び損益のうち投資会社に帰属する部分の変動に応じて、その投資額を連結決算日ごとに修正する方法。

財務諸表等規則第8条における定義

子会社

- ①議決権の過半数を実質的に所有している。
- ②議決権の40～50%を所有し、かつ、役員の派遣、契約、融資等で意思決定機関を支配している。

関連会社

- ①議決権の20%以上を所有している。
- ②議決権の15～20%を所有し、かつ、役員の派遣、融資、技術供与、取引等で重要な影響を与えることができる。

関係会社

- ①親会社
- ②子会社
- ③関連会社
- ④当該会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社

